

議案第 3 号

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

1 概要

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、衆議院小選挙区選出議員及び参議院議員の選挙について、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額の引上げ（第8条）

区分	改正後	改正前
町議会議員選挙（上限 1,600 枚） 1 枚当たり	8 円 38 銭	7 円 73 銭
町長選挙（上限 5,000 枚） 1 枚当たり		

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額の引上げ（第11条）

区分	改正後	改正前
印刷費 1 枚当たり	586 円 88 銭	541 円 31 銭

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年高根沢町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を

業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。